

(裏面)【奨学のための給付金用】

道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法について

1 道府県民税・市町村民税所得割額とは

道府県民税・市町村民税の税額のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことをいいます。

道府県民税・市町村民税所得割額は、市町村役場が発行する **課税証明書** や、会社等にお勤めの方は **特別徴収税額の変更・決定通知書**（毎年6月頃に職場で配布）、自営業、農林水産業等の方は **納税通知書**（市町村から郵送）でも確認できます。

2 道府県民税・市町村民税所得割額の確認方法

課税証明書（熊本市の場合） 様式は各市町村で異なります。

様式第92号 年度 市県民税(所得・課税)証明書①

申請者	住所
氏名	

※以下 証明内容は賦課期日(年 月 日)現在です。

該当年度の1月1日の住所
世帯主

氏名	生年月日	所得額(円)	年度市県民税額(円)		年税
			所得割	均等割	
			0	3,500	

【拡大図】

市 民 税		県 民 税	
所得割	均等割	所得割	均等割
0	3,500	0	2,000

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書きは、市長印で特に表示したもの以外は無効です。

上記のとおり相違ないことを証明します。

交付番号

年 月 日

熊本市長

※この証明書には黒色の電子印を使用し、「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ここに記載された金額を確認してください。

親権者が2名の場合、それぞれご確認下さい。

均等割額は含めません。

特別徴収税額の変更・決定通知書（熊本市の場合） 様式は各市町村で異なります。

様式第93号の2

年度	給与所得等に係る市県民税・県民税	特別徴収税額の変更・決定通知書(納税義務者用)

【拡大図】

市 民 税		県 民 税	
税額控除前所得割額	税額控除額	税額控除前所得割額	税額控除額
0		0	
所得割額		0	
均等割額	3,500	均等割額	2,000

道府県民税・市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の場合、

奨学のための給付金の対象となります。

道府県民税・市町村民税所得割の合算額が、それぞれ0円～99円の場合は「非課税」のため、マイナンバーでの申請可(○)

どちらかでも100円以上の場合は「課税」のため、マイナンバーでの申請不可(×)
課税証明書等の提出が必要。

家計急変があった場合は、算定の結果より高い給付額となる可能性があります。